

V 答申・報告書等

1 「熊本県関係」答申・報告書等

(1) くまもと「夢への架け橋」教育プラン【第1期～第2期】(熊本県教育振興基本計画)

<第1期>



教育基本法の改正

社会状況

ライフスタイルや価値観の多様化
産業構造や就業構造の変化
人口減少・高齢化と少子高齢化
情報化
国際化
など

教育をめぐる状況

【子どもたちの育ち】
学習意欲の低下、思考力・表現力の不十分さ、勤労観・職業観の未成熟、規範意識の低下、ふるさとを愛する態度の未成熟、体力・運動能力の低下 など

【学 校】
指導の「時間」と「質」の確保、家庭・地域との連携、いじめ・不登校、非行・校内暴力など

【家 庭・地 域】
教育力の低下 など

家庭教育を中心とした
幼児期の教育

生涯を通じて学び、
その成果を適切に生かす

社会全体で教育に取り組む

基本理念

未来を拓く「くまもとの人」づくり

（ふるさとを愛し、生涯を通じて自らの夢とより良い社会の実現に向かって努力する人づくり）

熊本の教育の歴史・近年の教育に関する施策

基本的目標

＜生涯を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために＞

幼 児 期

家庭を基盤とし、幼稚園・保育所などとともに、子どもたちの基本的な生活習慣や態度、身の回りの出来事などへの興味・関心、豊かな感性などををばくみます。

青少年期

学校を中心として、家庭や地域と連携しながら、子どもたちそれぞれの個性を伸ばし、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力などの社会人としての基礎的な資質や能力をはくみます。

成年期以降

それぞれの人生を豊かなものにするとともに、家庭や地域、社会を担う中核的な役割を果たすために自ら進んで学習する人を支援します。

重点的に取り組む事項

- ・家庭の教育力の向上
- ・幼稚園・保育所における教育・保育の充実

重点的に取り組む事項

- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・確かな学力の定着とキャリア教育の推進
- ・豊かな人間性と健やかな体の育成
- ・特別支援教育の充実
- ・良好な教育環境の整備

重点的に取り組む事項

- ・社会の形成者としての資質を身に付けるための教育・学習環境づくり
- ・生涯にわたって自ら学習する環境づくり

- 国際化や情報化、経済環境の変化などを踏まえ、社会や地域産業のニーズに対応した高等教育などの振興に努めます。
- 郷土「くまもと」の文化や先人の業績に触れ、考え、体験する機会を通して、県民が、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとの文化をはくぐみ、次世代に伝えていく環境を整えます。
- スポーツに親しむ環境づくりを通して、生涯スポーツの充実を図ります。

重点的に取り組む事項

- ・産・学・行政の連携と高等教育機関の活用
- ・県内の文化遺産の県民の学習への活用など
- ・地域におけるスポーツ活動の充実

計 画 の 推 進

～ 各論 ～ 基本的目標を達成するために必要となる個別の施策

生涯学習社会の形成



生涯学習社会の実現に向けた具体的な取組み

- I 社会全体の教育力の向上
- II 子どもたちの「生きる力」をはくぐむ教育の充実
- III 良好な学校環境の整備
- IV 高等教育の振興など
- V くまもと文化の創造と継承
- VI スポーツに親しむ環境づくり

<第2期>

第2期くまもと

「夢への架け橋」教育プラン

熊本県教育振興基本計画



©2010熊本県くまモン

平成26年3月
熊本県

基本理念

基本理念

郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり

- ・我が国や郷土の素晴らしい自然、伝統、文化を基盤として、子どもたちがこれからの激しく変化する社会の中で生き抜く力を身に付けることを目指します
- ・ライフステージを通して、「生きる力」、「命を大切にできる心」、「グローバル社会に対応する資質や能力」、「夢を持ち、自立し、困難な中にも活路を見いだそうと努める姿勢」をはぐくみます

目指す姿

- ① 家庭を中心として基本的な生活習慣や
自立心を身に付けた、たくましく心豊かな子ども
- ② 何よりも命を大切にできる心を持ち、
知・徳・体の調和がとれた子ども
- ③ 熊本の自然や伝統、文化を誇りに思い、
国際的な視野を持って、未来を切り拓く人
- ④ 生涯を通じて学び、社会に主体的に参画し、
夢の実現を目指す人

支える土台

家庭

「家庭」は教育の原点であり、出発点です。家庭は、子どもたちが成長するうえで最も多くの時間を過ごす場所であり、愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通して生活習慣など生きるために必要な多くのことを学んでいきます。保護者が親として成長することも期待されています。

地域

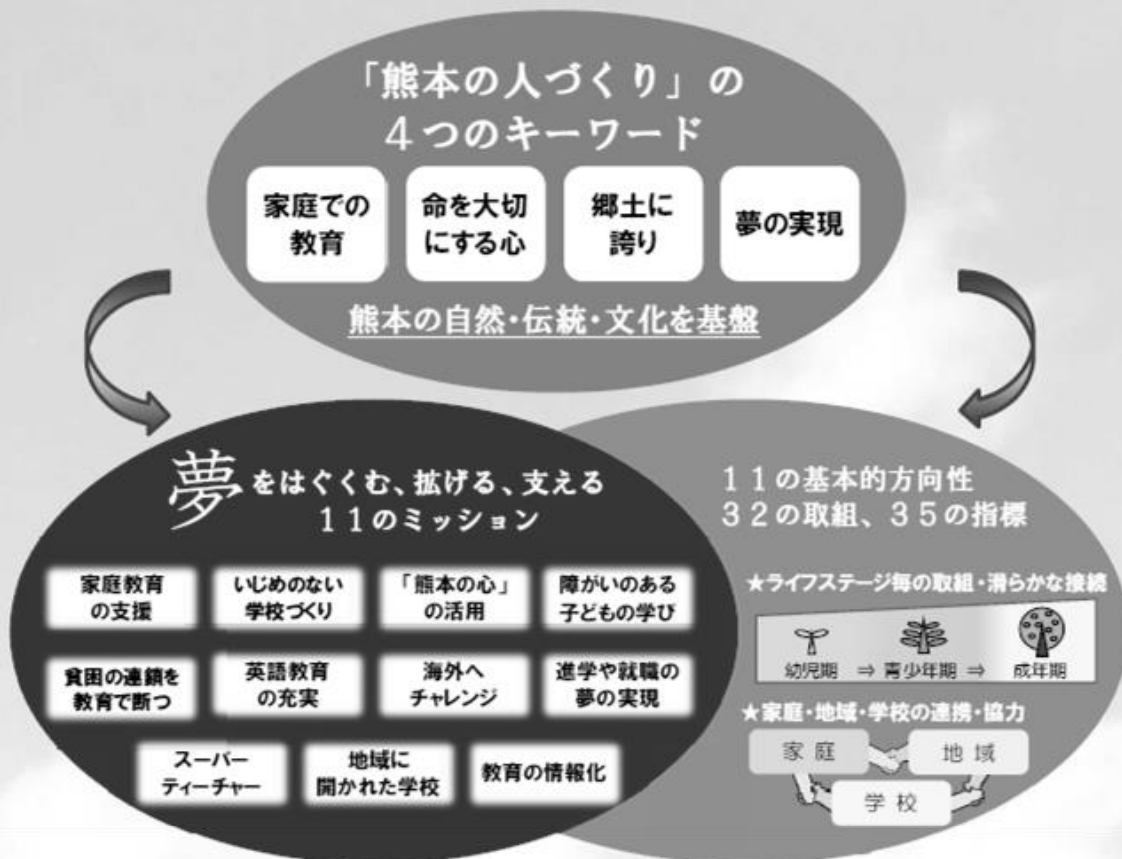
「地域」においては、子どもたちがさまざまな体験や人とのふれあいを通して、ふるさとのよさを感じ、主体性や豊かな人間性、社会性を身に付けることが期待されます。
また、地域の方による学習活動や体験活動など、学校に対する協力や支援も求められています。

学校

「学校」は、確かな学力や豊かな心、健やかな体など「生きる力」を身に付ける場です。また、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。
教育の質は教職員の力量に負うところが大きく、「教える力」ばかりでなく子どもの意欲や能力を「引き出す力」が求められます。

家庭・地域・学校が互いに連携・協力して、子どもの育ちを支えます

第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランでは、
 “郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり”を基本理念
 に掲げ、子どもたちの「夢を叶える教育」を推進します。



計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に基づき策定する、熊本県の教育振興基本計画です。
- 県教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、文化、スポーツ等の施策を対象とします。
- くまもと「夢への架け橋」教育プラン(計画期間:H21年度~25年度)の後継計画です。
- 計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

(お問い合わせ先) **熊本県教育庁教育政策課**

〒862-8609 (教育庁専用郵便番号)

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL: 096-333-2673 FAX: 096-384-1509

ホームページ 熊本県 <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本県教育委員会 <http://kyouiku.higo.ed.jp/>

発行者: 熊本県教育委員会

所属: 教育政策課

発行年度: 平成25年度

取組の基本的方向性

幼
児
期

① 家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ

家庭を基盤として、地域社会や幼稚園・保育所等、事業所など社会全体が各々に期待される役割を果たし、子どもたちがたくましく、心豊かに育つ環境づくりを推進します。



② 自他の命を大切にする心や、人権を尊重する態度をはぐくむ

子どもたちが命の大切さを理解し、自分や他人を大切に思い、すべての命を大切にする心や人権を尊重する態度をはぐくみます。また、いじめの未然防止、早期発見・解消に取り組みます。



③ 確かな学力、豊かな心、健やかな体など「生きる力」をはぐくむ

子どもたちが、将来の希望する道を進むために必要な「生きる力」を自ら身に付けることのできるよう、学校・家庭・地域が連携して子どもの成長を応援します。

④ 障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える

障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指し、基礎的な環境整備の充実や一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。



青
少
年
期

⑤ ふるさとを愛する心、国際的な視野、夢を叶える力をはぐくむ

子どもたちが、我が国や郷土の伝統、文化を理解し、愛着や誇りを持つとともに、自ら将来の夢を描き、その目標に向かって進学（留学）や就職の夢を実現できるように、国際的な視野と夢を叶える力をはぐくみます。



⑥ 信頼される学校をつくる

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」を指針とする「くまもとの教職員像」を教職員の目指す姿として、人材確保や人材育成に努めるとともに、児童生徒と向き合う環境づくり、開かれた学校づくりを進めます。

⑦ 安全で、誰もが安心して学ぶことのできる環境をつくる

誰もが等しく教育の機会が確保され、安全・安心に学ぶことができ、また、情報化の進展、少子化に伴う学校の小規模化など社会の情勢の変化を踏まえた、より良い教育環境を整備します。



成
年
期

⑧ 高等教育を振興する

高等教育機関の有する機能を最大限活用し、産学行政連携の推進やグローバル人材の育成への貢献などを念頭に、高等教育の振興を図ります。

⑨ 生涯学習を推進する

個人の要望や社会の要請に応える学習の機会が提供され、学習した成果を生かす機会が提供される、生涯学習社会の実現に向けた取組を推進します。



項
目
別

⑩ 熊本の文化を守り、磨き上げる

県民が身近な「熊本の宝」に触れ、ふるさとの自然や伝統、文化に対する理解を深め、誇りや愛着を持ち、後世に守り伝えていくよう、さらに熊本の文化に磨きをかけます。

⑪ スポーツに親しむ環境をつくる

すべての県民がスポーツに親しみ、その楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送ることのできるよう、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。

(2) 熊本県教育大綱 (平成29年3月熊本県教育委員会策定)

1 はじめに

私はこれまで子どもたちに、私の経験から学んだ“人生の可能性は無限大である”“逆境の中にこそ夢がある”“夢を持ち、その実現に向かって一步踏み出すことが大切である”ことを語りかけてきました。

蒲島県政では、平成26年に策定した「第2期くまもと『夢への懸け橋』教育プラン」の下、“郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり”を進めています。

今回、教育プラン策定後の大きな状況変化(平成28年熊本地震や「まち・ひと・しごと創生」への対応)を踏まえ、本県教育に係る「大綱」を策定することとしました。

今後、熊本地震からの復旧・復興に全力を注ぐ中で、子どもたちの個性や能力に応じた多様な学びの場を提供し、その可能性を大きく広げるための環境づくりを進めて参ります。

2 基本方針

子どもたちの「夢」を育む(熊本の人づくり)

(1) 夢を実現するための“生きる力”を育成します

熊本地震を乗り越え子供たちが自分の夢の実現に向かって挑戦を続けるためには、知・徳・体をバランスよく成長させ、“生きる力”を身に付けることが必要です。

知については、ICTの活用や少人数指導等により子供たちの学びを支える環境を整えて、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力、さらに自ら課題を発見・解決する力や主体的に学習に取り組む力等の“確かな学力”を育成します。

徳については、人権教育や道徳教育等を充実するとともに、熊本地震の経験を踏まえ、命を大切にする心や他者を思いやる心、規範意識等の“豊かな心”を育みます。

体については、スポーツの機会の充実等により人間の活動の源となる体力の向上を図るとともに、学校保健や地産地消の推進による食育の充実などにより心身ともに健康でたくましい“健やかな体”を育てます。

こうした取組みを進めるためには、教職員一人一人の資質・能力を高める必要があり、そのための研修など教職員の成長を促す取組みを行います。

(2) ふるさとを愛する心を持つグローバル人材を育成します

社会経済のグローバル化がさらに進展する中で、今後、子どもたちが国際的に活躍していくためには、我が国や郷土の伝統・文化を理解し、愛着や誇りを持つこととあわせて、他国のことを理解・尊重し、共存していく姿勢が求められます。

そのため、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用等により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、教員のスキルアップや本県独自の教材の活用等によりコミュニケーション能力の向上を図るなど“英語教育日本一”を目指した取組みを充

実させ、明日の熊本を担うグローバル人材を育成します。

(3) 自らの未来を切り拓き、社会に貢献できる人材を育成します

子供たちが社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力を身に付けるために、キャリア教育の充実に取り組みます。

また、熊本地震で被害を受けた県内産業の復興・発展を支える人材の育成と若者の地元定着を図るため、産学官が連携して相互の情報・課題を共有し理解を深めるとともに、県内就職を後押しする取り組みを進めます。

さらに、水俣病問題等を通じた環境教育や、高校生への主権者教育のほか、様々な情報を正しく読み解き、活用・発信する力、情報モラルを高めるための情報教育を推進するなど、社会の変化に適切に対応できる人材を育成します。

“熊本時習館構想”を通じ、私立学校に通う子供たちの夢の発見、挑戦、実現を支援します。

「夢」を支える教育環境の整備

(1) 熊本地震からの復旧・復興に全力で取り組みます

学校は、子供たちが夢や希望、生きる力を育む重要な場所です。そのため、“Build Back Better”（より良く再建する）という考え方で、熊本地震からの創造的復興に取り組みます。

具体的には、被害を受けた校舎・体育館をはじめとする学校施設の早期復旧や、学校が防災拠点・避難所となるための施設整備等を進めます。また、熊本地震の教訓を生かした防災教育を進めるとともに、防災に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入するなど、学校における災害対応の機能向上に向けた取り組みを進めます。

児童生徒の心のケア等に必要な教職員を確保するとともに、教職員の心のケアにも取り組みます。

熊本城をはじめとする文化財の復旧・復興に関係機関と連携して取り組みます。

(2) 子供たちが安全・安心に学ぶことができ、信頼される学校をつくります

学校が安全・安心で、信頼されるものとなるために、子どもたちのわずかな変化にも気づき、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」ことができる教職員を育成します。

また、学校全体で教職員が子どもたちと向き合える時間を確保し、熊本地震で影響を受けた児童生徒の心のケアや、いじめ・不登校問題等に適切に対応します。

さらに、年々増加傾向にある教育上特別な配慮を必要とする子供たち一人一人の状況に応じた支援体制の充実や教育環境の整備を進めます。

(3) 貧困の連鎖を教育で断ち切り、子供たちの可能性を拓けます

近年、貧困状態にある子供の割合は増え続けています。また、熊本地震で経済的な影響を受けた児童・生徒も相当数に上っています。この状況を放置すれば、さらに多くの子供たちが貧困状態に陥り、自分の未来に希望を抱けなくなるとと

もに、日本の未来にも大きな損失をもたらすこととなります。

そのため、家庭の経済的事情により、子供たちが進学等の夢を断念することがないように、生活保護世帯やひとり親家庭などに対し、地域の協力を得ながら、学びの場を提供するとともに、教育費の負担軽減を図るなど、貧困の連鎖を教育で断ち切ります。

(4) 家庭・地域・学校が連携・協力して、地域とともにある学校をつくります

家庭は教育の出発点です。しかし、近年は家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、複雑化・困難化する教育上の課題への対応について、学校に係る負担が増加してきています。

これらの課題を解決するには、家庭・地域・学校の連携・協力が不可欠です。

このことは、学校における災害対応能力の向上という観点からも重要です。

そのために、家庭の教育力の向上を支援するとともに、学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりを推進します。

(5) 県民に夢や希望を与えるスポーツの振興を図ります

女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップの県内開催（2019年）、東京オリンピック・パラリンピック（2020年）における県出身選手の活躍等は、被災者をはじめ県民に夢や希望を与えるとともに、熊本の復興の姿や感謝の心を世界に発信することにもつながります。

そのため、県内トップスポーツチームの支援や県内優秀競技者の育成などに取り組むとともに、県民誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

(3) 熊本県スポーツ推進審議会

○熊本県スポーツ推進審議会条例（昭和37年3月31日条例第9号）

改正 平成11年12月20日条例第57号

平成20年3月6日条例第30号

平成23年10月14日条例第47号

〔熊本県スポーツ振興審議会条例〕をここに公布する。

熊本県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、法第10条第1項の規定により教育委員会が定める熊本県におけるスポーツの推進に関する計画

その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は委員として議決に加わることができない。

(雑則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月20日条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日条例第30号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月14日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

- (4) 第2期熊本県スポーツ推進計画（平成31年2月熊本県教育委員会策定）
※全文については、熊本県教育委員会ホームページに掲載
(<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/117294.pdf>)

第2期

熊本県スポーツ推進計画

がんばるけん！

くまもとけん！



©2010熊本県くまモン

熊本県教育委員会

平成31年(2019年)2月

第1章 第2期熊本県スポーツ推進計画の概要

1 改定の背景

現代社会において、生活の利便性の向上による体力の低下、人間関係の希薄化等による精神的ストレスの増大等の諸問題が深刻化しています。また、我が国は超高齢社会をむかえ、国立社会保障・人口問題研究所では、2025年には、本県において「3人に1人が65歳以上」になると推計されています。県民が生涯にわたって健康で明るい生活を送ることは、個人の幸せにとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも重要となります。

今やスポーツは、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送る上で不可欠なものとなっています。

このような社会背景を受け、国において、平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、同法に基づき翌年に「スポーツ基本計画」が策定され、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を送ることは、すべての人々の権利であることが明記されました。本県においても平成26年に熊本県スポーツ推進計画を策定し、これまで5年に渡って計画に基づいたスポーツ推進を図ってきました。その間、本県において2つの国際スポーツ大会の開催が決定するなど、本県スポーツを取り巻く環境も大きく変化してきました。

また、熊本県スポーツ推進計画の5年間を振り返ると、

- スポーツ実施率はほぼ横ばい（H24:53.1%→H30:52.9%）
- 子どもの体力は緩やかに向上
（体力合計点の平均^{※2}H25:49.98点→H29:50.38点）
- 総合型地域スポーツクラブ数とともに会員数も緩やかに増加
（クラブ数 H25:65→H30:69）（会員数 H25:15,064人→H29:15,634人）
- 県立スポーツ施設利用者は減少（H25:1,367,461人→H29:1,340,818人）
- 国民体育大会成績の低迷（天皇杯 H25:27位→H29:29位）

各指数は横ばいの状況であり、大きな成果は見られません。

原因としては、平成28年の熊本地震の影響が大きく、スポーツ施設の被災をはじめ、避難所生活等における運動不足などが考えられます。平成30年1月調査の「県民のスポーツに関するアンケート調査」では、

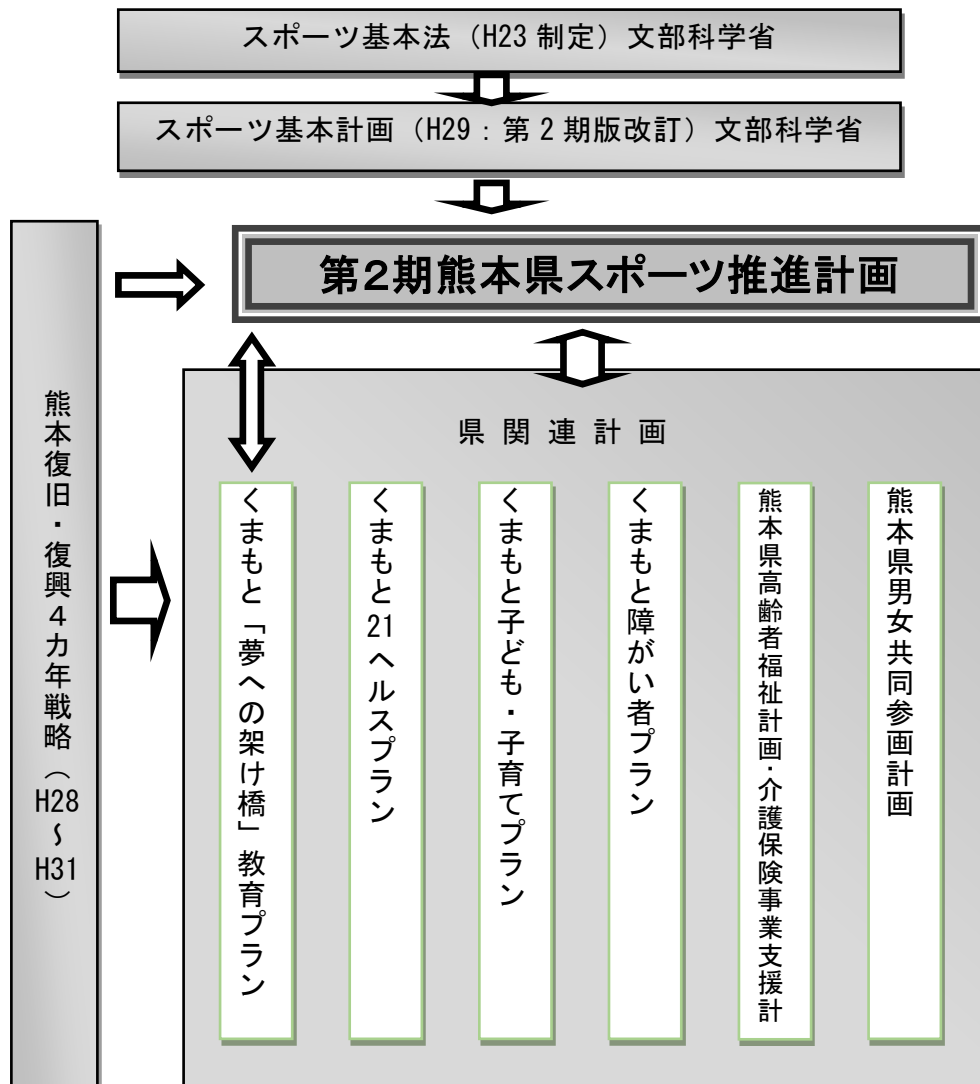
- 全国や世界の檜舞台で活躍する選手がみたい。
- スポーツを通して、運動不足を解消し、健康的な体づくりをしたい。
- スポーツを通して、仲間を増やしたい。

という意見が多く、競技スポーツをみて楽しむとともに、自身のスポーツの実施については健康志向が高い状況です。

社会環境の変化に伴うスポーツに対する県民の要請に応えるためには、本県のスポーツ推進施策を、より総合的・計画的に推進することが必要です。

2 計画の性格

- (1) この計画は、県民がそれぞれのライフステージや興味、目的、適性等に応じて、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち、健康で活力ある社会を構築するための基本的な方向性を示すものです。
- (2) この計画は、「スポーツ基本法」に基づくとともに、国が新たに策定した「第2期スポーツ基本計画」を踏まえ、中・長期的視点に立って、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するものです。
- (3) この計画は、本県のスポーツ推進の方向性を示すものであり、平成26年度から10年間のうち、今後5年間、どのような施策に取り組んでいくかを明らかにし、施策の展開に当たっては「くまもと復興・復興4カ年戦略」、県の教育プランとの整合を図りながら、市町村や関係機関、スポーツ関係団体などとの連携・協働のもと、一体的な取組を推進するものです。



3 計画の期間

この計画は、2019年度から2023年度までの概ね5年間を計画期間とします。
本計画に基づく施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めます。

4 第2期熊本県スポーツ推進計画の体系

基本理念

スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり

目指す姿

する・みる・ささえるスポーツをとおして、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合いながら、健康で活力ある生活を実現することを目指します。

基本施策

1 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

- (1) ライフステージに応じた運動習慣の定着
- (2) 子どもの体力向上のための運動の推進
- (3) 高齢者スポーツの推進
- (4) 障がい者スポーツの推進

- 県民の理解と参加の推進
- スポーツ推進のための財源確保の工夫
- 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

基本施策

3 競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成

- (1) 優秀競技者・指導者の育成
- (2) トップアスリートと地域スポーツとの連携・協働
- (3) プロ・企業スポーツとの連携
- (4) クリーンでフェアなスポーツの推進

基本施策

2 スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現

- (1) 総合型地域スポーツクラブの充実
- (2) スポーツを通じた地域の活性化
- (3) スポーツをささえる人材の育成
- (4) スポーツを通じた国際交流の促進
- (5) スポーツを通じた健康増進
- (6) スポーツ施設の復旧と充実

第2章 基本構想

1 基本理念と目指す姿

基本理念

スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり

目指す姿

する・みる・ささえるスポーツをとおして、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合いながら、健康で活力ある生活を実現することを目指します。

2 基本施策

基本施策1 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

子どもから大人、高齢者や障がいのある人など県民の誰もが生涯にわたり、明るく豊かで、活力ある生活を営むために、それぞれの興味、目的、適性等に応じてスポーツを生活の中に位置付け、主体的にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

基本施策2 スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現

誰もが気軽にスポーツに親しみ、そして楽しむことができるよう、する・みる・ささえるスポーツをとおして、県民の幅広いスポーツ志向に対応したスポーツスタイルの拡大を図り、スポーツの価値を共有し、県民が多様なスポーツへの関わり方を選択できる環境づくりを推進するとともに、多くの県民が交わり共感し合うことにより絆の強い社会が実現できるよう推進します。

基本施策3 競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成

熊本地震からの復興途上にある県民に夢と希望を与え、本県の目指す「県民が幸せを実感できるくまもと」の創造にも大きく寄与するため、熊本県の選手が全国や世界の檜舞台で活躍することのできるよう、計画的・組織的に、アスリートの育成・強化に努めます。

(5) 熊本県スポーツ振興審議会

①「児童生徒の体育・スポーツ活動をどのように改善すればよいか」

(昭和54年6月4日熊本県スポーツ振興審議会答申)

心身ともに健全で、たくましい児童生徒を育成するためには、スポーツ活動を活発にすることが極めて重要である。

そこで、本県では児童生徒のスポーツ活動を振興するため、昭和45年から学校外からの指導者の協力を得て、運動部の活動を社会体育として推進して大きな成果をあげてきた。その後、学習指導要領の改定により、部活動が明確に位置づけられ、これまでの学校単位で行われてきたいわゆる社会体育も、学校教育活動として認められるようになり、一方、従来の熊本県スポーツ災害見舞金制度のほか、新たに学校安全会に災害見舞金の給付をはじめ、児童生徒の部活動に対する諸条件が整備された。

これを機会に、スポーツ活動を一層発展させるため、学校における運動部の活動を学校教育活動の一環として位置づけ、学校外からの指導者の協力を得て充実、強化する必要がある。

また、地域の実態や競技団体の実情に応じて行われてきたスポーツ活動についても、社会体育として振興を図るべきである。

このような施策を推進するためには、特に下記事項について、適切な措置を講ずる必要がある。

記

1 指導者の確保

- (1) 人間形成に大きな役割を持つ部活動に対する教職員の関心を高め、意欲を喚起すること。
- (2) 学校外からの協力者については、今後一層重要であるので学校と連携を密にするとともに、学校が指導者として委嘱する等、身分の確立に努めること。
- (3) 体育指導の徹底を期するため、教職員の採用や、特に、小学校における専科教員の配置について考慮すること。
- (4) 学校の特色や地域の実情に応じて、適切に指導者を配置すること。

2 指導者の研修

- (1) 指導者の総合的な養成計画を立て、広く研修の機会を与えること。
- (2) 児童生徒の心身の特性や、健康管理についての理解を深めるため、研修会や講習会を計画的に開催し、指導力の向上を図ること。

3 対外運動競技会への参加

- (1) 対外運動競技は、児童生徒の人間形成に極めて有意義であるが、その参加については目的を明確にし、大会の趣旨を充分理解して参加するよう指導すること。
- (2) 小学校におけるスポーツ活動の拡充にともない、児童のスポーツ活動を適切に推進するため、郡市単位の体育連盟等を設置するよう指導すること。

4 スポーツ環境の整備

- (1) 運動場、体育館、部室等の改善に努め、施設や用具の整備、充実を図ること。
- (2) 施設用具の点検や指導計画等について十分配慮させ、スポーツ事故の防止に努めるとともに、適切な保険に加入するよう指導すること。

②「本県におけるスポーツの振興方策について」

(平成7年10月11日熊本県スポーツ振興審議会答申)

このことについて、平成7年1月30日熊本県教育長から下記のとおり諮問を受けましたが、これは今後、本県の体育・スポーツ振興のうえから極めて重要なことであります。

そこで、本審議会は、このことについて調査・討議するとともに慎重審議の結果、答申として別紙のとおりまとめましたので、21世紀に向け適切な措置が講じられますよう要望します。

記

諮問事項 「本県におけるスポーツ振興方策について ～生涯スポーツの視点に立った基本方策の策定について～」

別紙

まえがき(省略)

I 本県におけるスポーツの現状と課題

1 スポーツ施設(詳細は省略)

- (1) スポーツ施設の整備
- (2) スポーツ施設の管理運営
- (3) 各スポーツ施設の役割と連携

2 生涯(生活)スポーツ(詳細は省略)

- (1) 生涯(生活)スポーツ推進事業
- (2) 生涯(生活)スポーツ指導者
- (3) スポーツ団体の育成及び団体相互の連携
- (4) スポーツ情報提供

3 競技スポーツ(詳細は省略)

- (1) 発達段階や種目に応じたカリキュラム
- (2) スポーツ科学
- (3) 障害者のスポーツ
- (4) 組織や支援体制
- (5) 指導者の資質向上と指導体制
- (6) 自発的なスポーツ活動による競技人口

4 学校における体育・スポーツ

学校における体育・スポーツは、児童生徒の心身の健全な発育を促すとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てることを企画して行われる教育活動である。

ところで、学校における体育・スポーツを一層充実するには、学習指導要領の趣旨の徹底を図るとともに、直接の担い手である教員等の指導者としての資質能力の向上を図り、さらに、施設の整備充実を図るなど、児童生徒の学習活動にふさわしい環境の確保

に努めることが必要である。

また、運動部の活動は、児童生徒の個性の伸長や体力の向上、健康の増進をはじめ、社会生活に必要な自主性や責任感、あるいは協調性といった望ましい態度の育成など、その教育的意義は誠に大きく、運動部活動のますますの充実と活性化を図ることは、児童生徒の心身の健全な発育に大きな意味を持っている。

しかし、一方では、一部の不適切な部の運営や活動の在り方、指導者の確保の難しさ、あるいは運動部活動を行う生徒の減少など、いろいろな問題点も指摘されており、これらの改善策についても十分検討する必要がある。

さらに、今日の生涯学習社会の進展や将来の学校週5日制の完全実施等を考慮し、児童生徒の主体性がスポーツ活動などに十分発揮できる環境づくりを促進するとともに、学校・家庭・地域社会の役割と連携の望ましい在り方についても検討を加えることが望まれる。

(1) 新しい学力観に基づく学校体育・健康教育

ア 今日学校教育では、児童生徒が進んでスポーツに親しみ、生涯にわたって健康を保持し、体力の向上に努めることのできる能力や態度を育成することが必要であり、そのための施策の展開が望まれる。

イ 全国と同様、本県児童生徒の体力も停滞低下傾向が見受けられ、体力向上に関する具体的施策が求められている。

(2) 適正で特色ある運動部活動

ア 本県においても、一部の運動部活動において、勝利中心主義による運営や心身の発育状況等を無視した過度の練習や試合が行われていることや、部活動に情熱を燃やし、ひたむきに努力する児童生徒の減少、すなわち児童生徒の“部活動離れ”といった傾向があるとの指摘がなされている。

イ 指導者についても、指導にあたる教職員の業務の煩雑さ、あるいは指導力や意識の低下等を理由として、その確保が大変困難であるとの憂慮すべき指摘がある。

ウ 児童生徒を対象とした各種の競技大会は増加の傾向にあつて、これらのことから地域や学校、そして児童生徒の実態に応じた適正な活動の在り方や対外試合の在り方等についての検討が求められる。

(3) 学校・家庭・地域が連携した生涯スポーツの推進

ア 生涯学習社会のますますの進展や、将来の学校週5日制の完全実施等を考慮し、児童生徒が自らの能力や適性及び興味・関心等に応じ、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツ活動等ができる状況を設定する必要がある。

イ 家庭や地域の教育力の一層の充実向上に努めるとともに、学校・家庭・地域の三者の有機的な連携をいかに進めていくか、その方策について検討する必要がある。

(4) 大学における体育・スポーツ活動

ア 昭和63年に行われた「保健体育審議会答申」では、大学における運動部活動の一層の活性化を図ることが、わが国の競技スポーツの振興に大きな意味を持ち、特に、「コーチ学」の構築は、競技力向上にとって極めて重要であるとの指摘がなされている。

イ 来るべき21世紀を見据えた優れた学校体育の指導者の育成が大学にとって必要なことであり、加えて、人々の多様なスポーツニーズに対し、学校をはじめ、地域や各種スポーツ施設などにおける優れた指導者の養成が求められる。

ウ 大学においては、各種のスポーツ科学等に関する研究がなされているが、いかにその研究成果や教育的機能の活用を図るかということが大切である。

II 本県におけるスポーツ振興方策(詳細は省略)

1 スポーツ施設

- (1) スポーツ施設の整備の在り方
- (2) スポーツ施設の管理運営の在り方
- (3) 各スポーツ施設の役割と連携の在り方

2 生涯(生活)スポーツ

- (1) 生涯(生活)スポーツ事業の充実
- (2) 生涯(生活)スポーツ推進指導者の養成・確保と有効活用
- (3) スポーツグループの育成及び団体相互の連携の在り方
- (4) スポーツ情報提供の在り方
- (5) スポーツ振興基金
- (6) スポーツの国際交流
- (7) 魅力あるスポーツイベントの開催

3 競技スポーツ

- (1) 発達段階や種目に応じたカリキュラムの作成
- (2) スポーツ科学の充実
- (3) 障害者のスポーツの活性化
- (4) 組織や支援体制の強化
- (5) 指導者の資質の向上と指導体制の確立
- (6) 自発的なスポーツ活動による競技人口の拡大

4 学校における体育・スポーツ

- (1) 新しい学力観に基づく学校体育・健康教育の充実
- (2) 適正で特色ある運動部活動の在り方
- (3) 学校・家庭・地域が連携した生涯スポーツ推進の在り方
- (4) 大学における体育・スポーツ活動の在り方

あとがき(省略)

2 「国（文部科学省）関係」答申・報告書等

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

（平成28年12月21日 中央教育審議会答申から体育・保健体育関係を抜粋）

※全文については文部科学省ホームページに掲載

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf

1 1. 体育、保健体育

(1) 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた体育科、保健体育科の目標の在り方

①現行学習指導要領の成果と課題

○ 体育科、保健体育科については、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し、体育と保健との一層の関連や発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図りつつ、指導と評価の充実を進めてきた。

○ その中で、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと、体力の低下傾向に歯止めが掛かったこと、「する、みる、支える」のスポーツとの多様な関わりの必要性や公正、責任、健康・安全等、態度の内容が身に付いていること、子供たちの健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなど、一定の成果が見られる。

○ 他方で、習得した知識や技能を活用して課題解決することや、学習したことを相手に分かりやすく伝えること等に課題があること、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、子供の体力について、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和60年ごろと比較すると、依然として低い状況が見られることなどの指摘がある。また、健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘がある。

②課題を踏まえた体育科、保健体育科の目標の在り方

○ 体育科、保健体育科では、これらの課題を踏まえ、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視する観点から、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成することを目標として示す。（別添12-1、別添12-2を参照）。

③体育科、保健体育科における「見方・考え方」

○ 体育科、保健体育科においては、各種の運動がもたらす体の健康への効果はもとより、心の健康も運動と密接に関連していることを踏まえ、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成や健康の保持増進のための実践力の育成及び体力の向上について考察することが重要である。

○ 「体育の見方・考え方」については、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに

に体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」と整理することができる。

- 「保健の見方・考え方」については、疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」と整理することができる。

(2) 具体的な改善事項

①教育課程の示し方の改善

i) 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方

- 体育科、保健体育科における学習過程については、これまでも心と体を一体としてとらえ、自己の運動や健康についての課題の解決に向け、積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習等を重視してきた。これらを引き続き重視するとともに、体育科、保健体育科で育成を目指す「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力を確実に身に付けるために、その関係性を重視した学習過程を工夫する必要がある（別添12-3）。

- ・ 体育については、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、支える」に「知る」を加え、三つの資質・能力をバランスよく育むことができる学習過程を工夫し、充実を図る。また、粘り強く意欲的に課題の解決に取り組むとともに、自らの学習活動を振り返りつつ、仲間と共に課題を解決し、次の学びにつなげる主体的・協働的な学習過程を工夫し、充実を図る。
- ・ 保健については、健康に関心をもち、自他の健康の保持増進や回復を目指して、疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることができるよう、知識の指導に偏ることなく、三つの資質・能力をバランスよく育むことができる学習過程を工夫し、充実を図る。また、健康課題に関する課題解決的な学習過程や、主体的・協働的な学習過程を工夫し、充実を図る。

ii) 指導内容の示し方の改善

- 体育科、保健体育科の指導内容については、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って示す。

- ・ 体育については、「体育の見方・考え方」を働かせて、三つの資質・能力を育成する観点から、運動に関する「知識・技能」、運動課題の発見・解決等のための「思考力・判断力・表現力等」、主体的に学習に取り組む態度等の「学びに向かう力・人間性等」に対応した目標、内容に改善する。その際、児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。
- ・ 保健については、「保健の見方・考え方」を働かせて、三つの資質・能力を育成する

観点から、健康に関する「知識・技能」、健康課題の発見・解決のための「思考力・判断力・表現力等」、主体的に健康の保持増進や回復に取り組む態度等の「学びに向かう力・人間性等」に対応した目標、内容に改善する。その際、健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。

②教育内容の改善・充実

【小学校 体育】

- 小学校運動領域については、運動の楽しさや喜びを味わうための基礎的・基本的な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。また、保健領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。
 - ・ 全ての児童が、楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際、特に、運動が苦手な児童や運動に意欲的ではない児童への指導等の在り方について配慮する。
 - ・ オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実については、児童の発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導等の在り方について改善を図る。
- 保健領域については、身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに、「技能」に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善を図る。また、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。

【中学校 保健体育】

- 中学校体育分野については、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができるよう、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。また、保健分野との一層の関連を図った内容等について改善を図る。
 - ・ 各領域で身に付けたい具体的な内容を、資質・能力の三つの柱に沿って明確に示す。特に、「思考力・判断力・表現力等」及び「学びに向かう力・人間性等」の内容の明確化を図る。また、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう配慮する。
 - ・ 体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識し、運動やスポーツの習慣化につなげる観点から、体づくり運動の内容等について改善を図る。
 - ・ スポーツの意義や価値等の理解につながるよう、内容等について改善を図る。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会がもたらす成果を次世代に引き継いでい

く観点から、知識に関する領域において、オリンピック・パラリンピックの意義や価値等の内容等について改善を図る。

- ・ グローバル化する社会の中で、我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、内容等について一層の改善を図る。
- 保健分野については、個人生活における健康・安全についての「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等を充実する。また、個人生活における健康課題を解決することを重視する観点から、健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当するとともに、体育分野との一層の関連を図った内容等について改善を図る。

【高等学校 保健体育】

- 高等学校科目体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続し、スポーツとの多様な関わり方を状況に応じて選択し、卒業後も継続して実践することができるよう、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。また、科目保健との一層の関連を図った内容等について改善を図る。
 - ・ 各領域で身に付けたい具体的な内容を、資質・能力の三つの柱に沿って明確に示す。特に、「思考力・判断力・表現力等」及び「学びに向かう力・人間性等」の内容の明確化を図る。また、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践することができるよう配慮する。
 - ・ 体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、健康や体力の状況に応じて自ら体力を高める方法を身に付け、運動やスポーツの習慣化につなげる観点から、体づくり運動の内容等について改善を図る。
 - ・ スポーツの意義や価値等の理解につながるよう、内容等について改善を図る。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会がもたらす成果を次世代に引き継いでいく観点から、知識に関する領域において、オリンピック・パラリンピックの意義や価値及びドーピング等の内容等について改善を図る。
 - 科目保健については、個人及び社会生活における健康・安全についての総合的な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。その際、少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題の解決に関わる内容や、ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容及び一次予防のみならず、二次予防や三次予防に関する内容を改善するとともに、人々の健康を支える環境づくりに関する内容の充実を図る。また、科目体育と一層の関連を図り、心身の健康の保持増進や回復とスポーツとの関連等の内容等について改善を図る。
- ③学習・指導の改善充実や教育環境の充実等
- i) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 体育科、保健体育科における資質・能力を育成するための学びの過程は、運動や健康についての課題や児童生徒の実態等により様々であるが、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の三つの学習・指導の改善・充実の視点に基づき、以下のとおり整理することができる。なお、これら三つの学びの過程をそれぞれ独立して取り上げるのではなく、相互に関連を図り、体育科、保健体育科で求められる学びを一層充実することが重要である。また、これら三つの学びの過程は、順序性や階層性を示すものでないことに留意することが大切である。

(「主体的な学び」の視点)

- ・ 「主体的な学び」は、運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、それを考察するとともに学習を振り返り、課題を修正したり新たな課題を設定したりする学びの過程と捉えられる。各種の運動の特性や魅力に触れたり、自他の健康の保持増進や回復を目指したりするための主体的な学習を重視するものである。

(「対話的な学び」の視点)

- ・ 「対話的な学び」は、運動や健康についての課題の解決に向けて、児童生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深めていく学びの過程と捉えられる。自他の運動や健康についての課題の解決を目指して、協働的な学習を重視するものである。（「深い学び」の視点）
- ・ 「深い学び」は、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決する学びの過程と捉えられる。児童生徒の発達の段階に応じて、これらの深い学びの過程を繰り返すことにより、体育科、保健体育科の「見方・考え方」を豊かで確かなものとすることを重視するものである。

ii) 教材や教育環境の充実

- 「主体的・対話的で深い学び」の過程を踏まえて、体育については、学習したことを実生活や実社会で生かし、運動やスポーツの習慣化につなげたり、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択したりすることができるよう、教材の工夫やICTの活用を図ることが重要である。保健については、同様に、健康に関する課題解決的な学びや児童生徒の多様なニーズ、興味や関心を踏まえ、教科書を含めた教材を工夫することが重要である。また、保健の知識・技能、思考力・判断力・表現力等の育成を目指してICTの活用を図ることが重要である。
- 体育科、保健体育科の改善に向けて、教員養成、教員研修、教材整備等の環境を整えていくことも必要である。その際、体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するとともに、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践できるようにする観点から、条件整備等を行う必要がある。また、保健については、少子高齢化や疾病構造の変化等の社会環境に対応し、子供たちが生涯を通じて自他の健康課題に適切に対応できるようにする観点から、条件整備等を行う必要がある。

(2) 児童生徒の学習評価の在り方について（報告）の概要

(平成31年1月21日 文部科学省教育課程部会)

※全文については文部科学省ホームページに掲載

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/04/17/1415602_2_1_1.pdf

1. はじめに

- 本報告は 2020 年度以降に順次実施される新学習指導要領の下での学習評価の在り方について基本的な考え方や具体的な改善の方向性をまとめたもの。

2. 学習評価についての基本的な考え方

(「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「学習評価」)

- 「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの中核的な役割を担っている。

- 特に指導と評価の一体化の観点からは、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

(学習評価について指摘されている課題と基本的な方向性)

- 学習評価については、次のような課題が指摘されている。
 - ・ 学期末や学年末の事後的な評価に終始してしまうことが多く、学習評価の結果が児童生徒の学習改善につながっていない。
 - ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない。
 - ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- このような課題並びに教師の働き方改革等の状況を踏まえ、以下を基本に学習評価の改善について検討を行ったところ。

- ①児童生徒の学習改善につながるものとする。
- ②教師の指導改善につながるものとする。
- ③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

3. 学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

(観点別学習状況評価(以下「観点別評価」)の改善について)

- 今回の学習指導要領改訂では各教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理したことを踏まえ、観点別評価についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点について、学習指導要領に示す目標に準拠した評価として三段階(ABC)により実施する。

(「知識・技能」の評価について)

○ 「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた個別の知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。このような考え方は、現行の「知識・理解」、「技能」の観点別評価においても重視してきたところ。

○ 事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮したペーパーテストの工夫改善、児童生徒の文章による説明や、観察・実験、式やグラフでの表現など、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を各教科等の特質に応じて適切に取り入れる。

(「思考・判断・表現」の評価について)

○ 「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。このような考え方は、現行の「思考・判断・表現」の観点別評価においても重視してきたところ。

○ ペーパーテストのみならず、論述やレポート、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど、各教科等の特質に応じて評価方法を工夫する。

(「主体的に学習に取り組む態度」の評価について)

○ 「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず個人内評価を通じて見取る部分があることに留意が必要。

○ 「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたり学習する基盤を形成する上で極めて重要である。したがって「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際にも生涯にわたり学習する基盤を培う視点をもつことが重要である。

○ このことを踏まえ、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言等を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。現行の「関心・意欲・態度」の評価も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価することを本来の趣旨としており、この点を改めて強調するものである。

○ 本観点に基づく評価としては、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面、② ①の粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとする側面という二つの側面を評価することが求められる。実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される。

- ここでの評価は、その学習の調整が「適切に行われるか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結び付いていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められる。
- 具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価・相互評価の状況の考慮など、各教科等の特質に応じた多様な方法を工夫する。
- 発達の段階に照らした場合には、小学校低・中学年において児童自ら学習を調整する姿を見取ることが困難な場合もあり得るので、国においては、児童の学習状況を適切に把握するための学習評価の取組例を示すことが求められる。

～以下の項目は省略～

(評価の方針等の児童生徒との共有について)

(教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価について)

(評価を行う場面や頻度について)

(障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に関わる学習評価について)

(指導要録の改善について)

(観点別学習状況の評価と評定の取扱いについて)

(学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について)

(外部試験や検定等の学習評価への利用について)

4. 学習評価の円滑な改善に向けた条件整備

(3) 保健体育審議会答申

「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」概要

(平成9年9月22日保健体育審議会)

1 生涯にわたる心身の健康に関する教育・学習の充実

- 高齢化、小子化、都市化などの社会の変化は、体力、運動能力の低下、いじめ等の心の健康問題の増加など心と身体の健康に様々な影響。また、薬物乱用、性の逸脱行動、生活習慣病、感染症の新たな課題など健康に関する現代的課題も深刻化。
- 今後、生涯にわたって健康な生活を送るためには、ヘルスプロモーションの理念に基づき、自らの健康問題を認識し、健康の増進を図っていく不断の勢力が不可欠。そのためには、健康の保持増進に必要な知識、能力、態度などを身につける健康に関する教育、学習の充実が必要。
- 薬物乱用、性の逸脱行動、生活習慣病などの健康に関する現代的課題は、心の健康問題とかかわっていることを踏まえ、その対応方策を提示。深刻化する薬物乱用については、都道府県の教育センターに外部の専門家の協力を得て指導主事を中心に指導チームを設け、教材の開発や巡回指導に 対応。

2 スポーツと生涯にわたるスポーツライフの実現

- スポーツの意義を踏まえ、スポーツを通じた健康な生活及び活力ある健康的な社会の実現を図る ことが重要。
- 生涯にわたってスポーツに親しむ態度や習慣を形成していくため、一生を乳幼児期から老年期後期までの8段階に区分し、各段階ごとに望ましい運動の内容や量などを示すスポーツライフスタイルとそのため「豊かなスポーツライフの指針(参考案)」と「体づくりのための運動指針(参考案)」を提示。女性、障害のある人とスポーツの望ましいかかわり方も提示。

また、スポーツライフを実現するためには、市町村が中心となって個人の主体的なスポーツの取組を促す施策を展開することが重要。国、都道府県は市町村の施策を支援。

3 学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育 管理の充実

- 児童生徒の体力・運動能力の低下に対して、体育、運動部活動の指導内容の改善、トレーニングルームの整備等による向上方策を提言。
- 体育については、運動が好きになり、運動に親しむことで基礎的な体力・運動能力が高められるよう、多様な運動を計画的に経験させるとともに、小学校中・高学年の器械運動の内容などを改善。また、体育を通じた自然体験的活動にも配慮。
- 運動部活動については、顧問の高齢化や実技の指導力不足等に対応するため、外部指導者の活用を促進。

また、健康・交流志向や競技志向など生徒の志向に対応して活動内容を多様化。勝利至上主義的な考え方に基づく一部の行き過ぎた活動や指導を改善するとともに、特にスポーツ障害の防止に十分留意。

また、運動部活動への過度の依存を見直しつつ、国際競技方向上の一貫指導と適切に連携。

- 健康教育の指導に当たっては、広範かつ専門的な内容を適切に指導できるよう、教諭とともに養護教諭や学校栄養職員、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門性を有する教職員により、組織として一体的に推進する体制を整備。さらに、教職員以外にも、スクールカウンセラーなどの専門家の協力を得ることが重要。
- 養護教諭については、心の健康問題に対応する資質の向上を図るため、養成課程におけるカウンセリング能力等を高める内容について抜本的な充実を図ることを検討。また、現職研修において保健指導の指導方を高める内容等について格段の充実。
- 学校栄養職員については、食に関する指導等を児童生徒に行うのに必要な資質を担保するため、新たな免許制度の導入も含め、資質の向上策を検討。また、現職研修において給食指導の指導力を高める内容等について格段の充実。
- 学校給食が、食に関する指導の「生きた教材」として活用することが可能となるよう、運営の合理化に配慮しつつ単独校調理場方式への移行を検討。
- 大学における体育・スポーツについては、各大学において魅力ある大学づくりを行う観点からも一層充実。大学スポーツの活性化のため、競技横断的な支援組織を設けたり、スポーツ医・科学の成果を活用。

また、生涯スポーツの指導者の養成に重点を置く、教育研究体制を整備。競技力向上

のために、ナショナルレベルの選手や指導者の活動を適切に評価。

4 家庭におけるスポーツ及び健康学習の推奨

- 家庭の教育力を高め、子供たちの成長の段階に応じたスポーツ活動や健康の保持増進についての家庭の取組を支援するため、教育委員会において、関係機関と連携しつつ、普及啓発、学習機会の提供を充実。

5 地域社会におけるスポーツ及び健康学習の充実

- 地域社会で、住民自らの関心・興味や考えに基づき活発にスポーツや健康増進活動が展開できるよう地域のスポーツ環境づくりや健康学習の充実につき行政が支援。
- スポーツ環境の整備については、学校体育施設を、単に地域住民への場を提供するというこれまでの「開放型」から、学校と地域社会の「共同利用型」へと移行するため「地域スポーツ交流事業(仮称)」を推進し、積極的な利用を促進。この事業において地域住民主体の学校体育施設の管理運営や専門的指導者の活用システムを提言。
- 民間企業の所有するスポーツ施設についても、地域において積極的に利用されるよう地方公共団体の責任の下に借り上げるシステム等を検討。

6 「スポーツ・健康推進会議(仮称)」の設置

- スポーツ活動や心身の健康づくりが地域住民の自発性、主体性に基づき推進されるよう、おおむね中学校区程度の範囲において、地域住民主導によりスポーツや健康教育に関する総合的な企画や運営を行う「スポーツ・健康推進会議(仮称)」の設置を提言。中教審の提言する第4の領域の育成にも対応。
- 当面、モデル事業を展開して組織の定着を図る。活動内容としては、日常生活圏におけるスポーツ活動や健康教室の開催、日常生活圏を離れた場におけるスポーツや野外活動、自然体験活動などを実施。
- 活動拠点として、新設または学校施設などを活用し、指導員を配置した「スポーツ・健康学習プラザ(仮称)」を整備。

7 競技スポーツの振興

- 国際競技方向上のための総合的システムとして、競技力向上トータルシステムを提言。その構築のため、「一貫指導カリキュラムの策定指針(参考案)」を参考とした指導カリキュラムの開発、素質のある選手の発見、スポーツ医・科学の成果を取り入れたトレーニングを施しながら組織的・計画的に育成していく一貫指導の早期実現、ナショナルレベルのトレーニング拠点や地域の育成拠点の設置、指導者の専任化、中央競技団体のマネジメント機能の充実を推進。
- 企業によるスポーツ支援を活性化するため、企業のPR面への利用などマーケティング方策の抜本的見直しや税制面における促進策を提言。
- 選手個人の競技以外の活動については、本人の能力の一つであるととらえ、(財)日本オリンピック委員会や各中央競技団体の判断によって規制を緩和。

スポーツのテレビ放映権の契約に当たっては、マーケティングの観点だけでなく、スポーツの普及の観点も併せて考慮する。ことが必要。

8 スポーツ医・科学及び健康科学の研究・活用の推進

- 現在建設中の国立スポーツ科学センターを中核とするスポーツ医・科学推進体制を確立し、新たな競技技術やライフステージに応じたスポーツプログラムの開発、スポーツ障害への対応などの実践的研究を推進するとともに研究成果を共有・普及。

国内調整機関の設置などアンチドーピング体制の早急な整備の必要性を提言。学際的な研究分野である健康科学の発展に、各学問分野の発展と成果の統合作業を推進。

9 スポーツへの多様なかかわりの促進

- スポーツへの多様なかかわり方の一環として、みるスポーツの機会の拡大、スポーツを支援するボランティア活動の振興が必要。ラグビーのアフター・マッチ・ファンクションを他競技にも積極的に導入。

(4) 子供の体力向上のための総合的な方策について (答申の概要)

(平成 14 年 9 月 30 日 中央教育審議会)

1 子どもの体力の現状

- ◇ 昭和 60 年ごろから体力・運動能力の低下傾向が続くとともに、肥満傾向の割合が増加し、将来の生活習慣病への危険性が高まっている。

2 子どもの体力向上の目標

運動をするための体力

- ◇ 体力・運動能力調査における全体の平均値を低下傾向から上昇傾向に転じ、当面これまでの最高値を超えることを目指す。

健康に生活するための体力

- ◇ 生活習慣病につながる要因に関する値(高血圧者の割合など)や生活習慣病にかかっている者の割合を現在より下げていくことを目指す。

3 子どもの体力の低下の原因

- ◇ 外遊びやスポーツの重要性の軽視など国民の意識

- ◇ 子どもを取り巻く環境の問題

生活が便利になるなどの子どもの生活全体の変化

スポーツや外遊びに不可欠な要素(時間、空間、仲間)の減少 など

- ◇ 就寝時刻の遅さ、朝食欠食や栄養のバランスのとれていない食事など子どもの生活習慣の乱れ

4 子どもの体力向上のための総合的な方策

- (1) 体力向上に向けたキャンペーン「外遊びとスポーツのすすめ 体を動かそう全国キャンペーン(仮称)ー」の展開

- ◇ 子どもの体力の低下の問題や体力の重要性、外遊びやスポーツの重要性やよさについて

て国民の理解を促進するために、政府が関係団体等とともにアピールする。

◇ その際、メディアの活用、オリンピックのメダリストの巡回指導などを行う。

(2) 子どもが体を動かすための動機付け－「外遊び・スポーツスタンプカード（仮称）」と親子で行うスポーツ活動－

「外遊び・スポーツスタンプカード（仮称）」の奨励

◇ 学校の放課後、土日などに子どもが体を動かして、活動をしたときに、教員や保護者などがしるしをつけていき、子どもの励みや楽しみとなる「外遊び・スポーツスタンプカード（仮称）」を奨励する。

親子で行うスポーツ活動

◇ 「親子スポーツの日（仮称）」の設定などにより、親子で行うスポーツ活動を促進する。

(3) 地域において子どもが体を動かすための環境整備－「スポーツふれあい広場」などによる機会、場、仲間の確保－

地域でのスポーツや外遊びの機会や場、仲間の確保－スポーツふれあい広場－

◇ 不特定の子どもが集まってスポーツや外遊びができる「スポーツふれあい広場」を各地域で発掘を進める。その際、地域住民等の協力を得ながら学校開放を一層推進するとともに、個人単位で気軽に利用できる工夫を促す。

◇ 個人や企業が所有する未利用地や運動場などの活用を促す。

子どもが体を動かしたくなる施設・設備の充実

◇ 子どもが思い切って体を動かしたり、地域の交流拠点となるよう、学校や社会体育施設の運動場の芝生化などを進める。

スポーツや外遊びの指導、見守り

◇ 子どもの発達段階等に応じて指導し、スポーツをする楽しさを感じさせることができるよう指導者の資質向上や子どものスポーツや外遊びを見守ったり、やり方を教えるボランティアの確保を進める。

自然体験活動への理解の促進

(4) 学校の取組の充実－創意工夫をこらした体力づくりと地域社会との連携－

学校の取組の充実

◇ 学校教育活動全体で体力の向上に取り組むとともに、体育の授業を複数の指導者によって指導することが重要であり、外部指導者の活用などを推進する。

運動部活動の充実－スポーツにおける学社連携・融合の推進－

◇ 運動部活動の充実のため、外部指導者の積極的な活用が必要である。

◇ 少子化による部員不足等への対応として、複数校合同運動部活動を推進する。

◇ 複数の種目に取り組むことができる総合運動部の推進を図る。

◇ 運動部活動と地域スポーツクラブの連携・融合を図る。

指導の工夫など幼児教育の充実

(5) 体力向上のためのプログラム開発と「スポーツ・健康手帳（仮称）」の作成

プログラムの開発・普及

◇ 子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見し、進んで体を動かすことによって体力

が向上するなどのプログラムを開発・普及する。

「スポーツ・健康手帳（仮称）」の作成・配布

- ◇ 体力・運動能力の全国的なデータや生活習慣の改善方法などが掲載され、個人の健康・体力のデータや目標等を記入できる「スポーツ・健康手帳（仮称）」を国において作成し、それを基に地方公共団体などが工夫をこらした内容を盛り込み、子どもに配布するとともに保護者等にも活用してもらう。

(6) 体力の向上に資する子どもの生活習慣の改善—よく食べ、よく動き、よく眠る“健康3原則”（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）の徹底—

生活習慣の基本は、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠から—“健康3原則”の徹底—

- ◇ “健康3原則”が徹底され、子どもの生活習慣全体が適切なものになるために、家庭における生活の改善が必須であり、キャンペーンの中で理解を求める。
- ◇ 「生活習慣チェックリスト」などを「スポーツ・健康手帳（仮称）」に掲載して配布し、子どもたちが自ら生活習慣を改善できる態度・能力を育成する。
- ◇ 学校においては、学校外の専門家等も含めた組織一体としての取組が重要。

食に関する指導の充実

- ◇ 学校における食の指導が重要であり、学校給食を活用することも大切である。
- ◇ 学校における食に関する指導体制を充実するため、いわゆる「栄養教諭（仮称）」制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設の検討を進める。

家庭での子どもの生活習慣の改善

- ◇ 家庭において大人も子どもも守るべき生活習慣のきまり（「毎日の朝食」「早寝早起き」「規則的な運動」「きちんした姿勢」など）をつくるなど、積極的に子どもの生活習慣の改善に取り組むことを促す。

(5) 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」の概要

(平成25年5月27日 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議)

※全文については、文部科学省ホームページに掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/__icsFiles/afieldfile/2013/05/27/1335529_1.pdf

I. 本調査研究の趣旨について

- 中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）における運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われ、我が国独自の発展を遂げてきました。

現在、中学校で約65%、高等学校（全日制及び定時制・通信制）で約42%の生徒が参加（平成24年度日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟調べより）しており、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています。

- このような運動部活動の場において、毎年、指導者による体罰の事案が報告され、平成24

年 12 月には、顧問の教員の体罰を背景として高校生が自ら命を絶つとの痛ましい事案が発生しました。

学校教育における体罰は、従来より学校教育法で禁止されている決して許されない行為であり、文部科学省からは、上記の事案の発生を受け、改めて体罰禁止の徹底、懲戒と体罰の区別等についての通知が発出されています（平成 25 年 1 月 23 日及び同年 3 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）。

○ 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）（抜粋）

第十一条校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

各通知は文部科学省のホームページに掲載されています。

○ 「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」（平成 25 年 1 月 23 日）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1330372.htm)

○ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月 13 日）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)

また、政府の教育再生実行会議からは、平成 25 年 2 月に体罰禁止の徹底、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定することが提言されました。

【教育再生実行会議第一次提言（平成 25 年 2 月 26 日）】

5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

体罰により、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案は断じて繰り返してはなりません。もとより、体罰は法律により禁止されており、教育現場での体罰の禁止を更に徹底するとともに、社会全体として体罰が許されないことを共有化するべきです。

また、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定し、全国の教職員や指導に携わる関係者の全てが適切に実践していくべきです。

○ 国及び教育委員会は、学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別を明確に示すとともに、関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底する。教員や部活動指導者による体罰に対しては厳正な対応で臨む。

○ 体罰による指導に陥らないよう、特に部活動において体罰の根絶を目指し、国は、子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する。

○ 国及び教育委員会は、部活動指導者の養成や教員研修において、体罰の禁止とともに、コーチングや各種のメンタルトレーニングなど、体罰や不適切な指導によらない適切な指導方法を体得できるよう徹底する。

○ 学校及び教育委員会において、体罰の実態を見逃さないよう、子どもや保護者が、体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談をすることができる体制を整備する。

○ 教員や部活動指導者は、部活動において勝利至上主義に陥ることなく、子どもの生涯全体を視野に入れて、発達段階に応じた心身の成長を促すことに留意する。

○ いうまでもなく、スポーツは、人類が生み出した貴重な文化であり、自発的な運動の楽しみを基調とし、障害の有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にします。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同する精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成します。

スポーツの指導において体罰を行うことは、このようなスポーツの価値を否定し、フェアプレーの精神、ルールを遵守することを前提として行われるスポーツと相いれないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければなりません。

現にトップアスリートとして活躍する者の中で、指導において体罰を受けた経験がないと述べる者がいるように、優れた指導者、適切な指導を行える指導者は、体罰を行うことなく技能や記録の向上で実績をあげており、スポーツの指導において体罰は不必要です。

○ 運動部活動の指導者は、これまでに熱心な取組、適切な指導方法によって多くの成果をあげてきましたが、指導に当たって、学校教育法で禁止されている体罰を厳しい指導として正当化するような認識があるとしたら、それは誤りであり、許されないものです。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されません。

今後、運動部活動の全ての指導者は、体罰は決して許されないとの意識を徹底してもち、適切な内容や方法により指導を行っていくことが必要です。

一方、熱心に、かつ、適切に指導を行ってきた指導者からは、今後の運動部活動での指導に当たって、体罰等の許されない指導とあるべき指導の考え方について整理を望む声があります。

○ このような背景から、本調査研究では、全国的に運動部活動での指導において体罰を根絶するとともに、現在積極的に取り組まれている運動部活動の指導者を支援することを目指して、運動部活動における指導の在り方についての検討を平成 25 年 3 月から 5 回にわたって行いました。

その成果として、別添のとおり、今後、運動部活動での指導を行うに際して考慮頂きたい基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」を作成しました。

○ 本ガイドラインは、地方公共団体、学校の管理職、顧問の教員、外部指導者、保護者等の運動部活動の関係者が平易に一読できるよう、基本的な事項を中心にできるだけ簡潔なものとなりました。

今後、各地方公共団体において独自のガイドラインや手引き等を作成する又は改訂する場合、関係の研修会を開催する場合、各学校において学校全体や各活動の目標、指導の方針、指導の計画、効果的な指導の内容や方法等を検討、作成する場合などで、本ガイドラインが活用されることを念頭においています。

このような取組により、全国各地域の学校において、体罰の根絶、指導の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究が進められ、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導が行われることにより、運動部活動で生徒一人一人の心身の成長がもたらされることを願っています。

なお、本ガイドラインは、中学校、高等学校における運動部活動での指導について作成したのですが、これら以外の学校でも本ガイドラインを参考として、適宜、必要な取組を行っていくことが考えられます。

～ 以下、省略 ～

(6) スポーツ振興基本計画（平成13年度～23年度）概要

※スポーツ振興法の規定に基づき、平成12年9月に文部大臣告示として策定（平成13年度(2001年)～22年度(2010年)の10年計画）。計画策定から5年が経過したことに伴い、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえ、平成18年9月に計画を改定。

本計画は、平成13年度から概ね10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示したものであるが、計画の開始から5年間の進捗状況等を踏まえ、今後の5年間の計画として全体の見直しを行ったものである。

総論

1 スポーツの意義

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

すなわち、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえたとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。特に、高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が予想される21世紀の社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義がある。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、国民のスポーツへの関心を高め、国民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものである。

更に、スポーツは、社会的に次のような意義も有し、その振興を一層促進していくための基盤の整備・充実を図ることは、従前にも増して国や地方公共団体の重要な責務の一つ

となっている。

ア スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、特に自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うものである。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくむ。さらに、様々な要因による子どもたちの精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成に資する。

イ スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、住民が一つの目標に向い共に努力し達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じるにより、地域の一体感や活力が醸成され、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながるなど、地域における連帯感の醸成に資する。

ウ スポーツを振興することは、スポーツ産業の広がりと共に伴う雇用創出等の経済的効果を生み、我が国の経済の発展に寄与するとともに、国民の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献し、医療費の節減の効果等が期待されるなど、国民経済に寄与する。

エ スポーツは世界共通の文化の一つであり、言語や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競うことにより、世界の人々との相互の理解や認識を一層深めることができるなど、国際的な友好と親善に資する。

このように多様な意義を有する文化としてのスポーツは、現代社会に生きるすべての人々にとって欠くことのできないものとなっており、性別や年齢、障害の有無にかかわらず国民一人一人が自らスポーツを行うことにより心身ともに健康で活力ある生活を形成するよう努めることが期待される。

なお、人間とスポーツとのかかわりについては、スポーツを自ら行うことのほかに、スポーツをみて楽しむことやスポーツを支援することがある。スポーツをみて楽しむことは、スポーツの振興の面だけでなく、国民生活の質的向上やゆとりある生活の観点からも有意義である。また、スポーツの支援については、例えば、ボランティアとしてスポーツの振興に積極的にかかわりながら、自己開発、自己実現を図ることを可能とする。人々は、このようにスポーツへの多様なかかわりを通じて、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していくのである。従って、スポーツへの多様なかかわりについても、その意義を踏まえ、促進を図っていくことが重要である。

2 計画のねらい

我が国においては、年間労働時間の短縮や学校週 5 日制の実施等による自由時間の増大、仕事中心から生活重視への国民の意識の変化などにより、主体的に自由時間を活用し、精神的に豊かなライフスタイルを構築したいという要望が年々強まっている。

しかしながら、一方では、科学技術の高度化、情報化等の進展により、人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力が低下したりするなどの心身両面にわたる健康上の問題が顕在化してきている。中で

も、次代を担う子どもの体力が低下傾向にあることは、将来の明るく豊かで活力ある社会の形成にとって、極めて憂慮すべきことである。

また、我が国は、平均寿命の伸長と出生率の長期的な低下という少子・高齢化に直面しており、2050年（平成62年）には、ほぼ3人に1人が65歳以上のいわゆる老年人口となることが予測されている。このような社会において国民が全体として生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることが、個々の国民の幸福にとどまらず社会全体の活力の維持のためにも強く求められている。

このような社会環境の変化に伴い、国民のスポーツの実施目的、実施内容も高度化・多様化し、行政や関係団体等に求められる内容も変化してきている。

一方、アテネ夏季オリンピック競技大会にみられるように、我が国のトップレベルの競技者の世界の舞台での活躍は、国民に大きな夢と感動を与えるものであり、今後の国際競技大会における活躍への期待も年々高まっている。

このような状況の中、現代社会におけるスポーツの果たす意義、役割を考えたとき、国民のスポーツへの主体的な取組みを基本としつつ、国民のニーズや期待に適切にこたえ、国民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できるような、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境を整備することは、国、地方公共団体の重要な責務である。こうしたスポーツ振興施策を効果的・効率的に実施するに当たっては、施策の定期的な評価・見直しを行いつつ、中・長期的な見通しに立って、スポーツの振興をめぐる諸課題に体系的・計画的に取り組むことが求められている。

本計画は、このような視点から、スポーツの機会を提供する公的主体及び民間主体と、利用する住民や競技者が一体となった取組みを積極的に展開し、一層のスポーツ振興を図ることにより、21世紀における明るく豊かで活力ある社会の実現を目指すものである。

3 計画の主要な課題

本計画においては、上に述べたような「ねらい」を踏まえ、今後のスポーツ行政の主要な課題として次のものを掲げ、その具体化を図ることとする。

- (1) スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策
- (2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策
- (3) 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

また、地方公共団体において、本計画を考慮しながら地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めることとなっているが、これらの計画とあいまって、スポーツ振興のための各種施策を総合的かつ積極的に推進していくこととする。

なお、これらの施策の実施に当たっては、国や地方公共団体における連携はもとより、スポーツ団体相互の連携の促進に努めるとともに、公的主体と民間主体との間の役割分担にも配慮しつつ、スポーツ団体や国民各層に対して積極的に各種施策を周知するなど効果的な推進に努めていくこととする。

4 計画の性格

本計画は、スポーツ振興法に基づいて、長期的・総合的な視点から国が目指す今後のスポーツ振興の基本的方向を示すものであると同時に、地方公共団体にとっては、地方の実情に即したスポーツ振興施策を主体的に進める上での参考指針となるものである。現在、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること等を基本として、地域の特性を生かしつつ、魅力ある地域づくりを進めている各地方公共団体においては、自らの選択と責任に基づく主体的な地域づくりの一環として、創意と工夫を凝らしたスポーツ振興施策を推進することが期待される。

また、民間のスポーツ団体においては、本計画で示された基本的なスポーツ振興の方向を踏まえて、各団体に期待される役割に応じ、その事業活動の強化を積極的に図るとともに、必要な組織体制の充実に努めることが望まれる。

5 計画の実施

(1) 計画の期間等

本計画は、平成 13 年度から概ね 10 年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示したものである。

本計画に基づく施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めるものとする。

(2) 本計画に掲げる施策の推進に必要な財源の確保

本計画に掲げる施策の推進に当たっては、スポーツ振興のための財源確保が重要である。このうち国が推進すべき施策に必要な財源については、予算措置以外に、平成 2 年にはスポーツ振興基金が設立されたところであるが、更に平成 10 年には、スポーツ振興投票を通じてスポーツの振興のために必要な資金を得ることを目的としたスポーツ振興投票制度が成立するなど、多様な財源確保のための取組みが行われてきている。

スポーツ振興投票を実施して得られる収益は、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできるような地域のスポーツ環境づくりや、トップレベルで活躍できる競技者を発掘するなどの環境づくり、また、スポーツ振興基金からは、トップレベルの競技者の競技力向上に資するような事業など、我が国におけるスポーツの一層の振興を図るために行う各種の事業に対して助成することとされている。

本計画に掲げる国の施策の推進に必要な資金の充実のため、財政事情等を考慮しつつ、スポーツ振興のために必要な予算措置等について今後ともその充実に努めるとともに、スポーツ振興投票の収益確保をはじめ、引き続き多様な財源確保のための取組に努めることとする。

また、上に述べた多様な財源の配分に当たっては、各種財源の役割を明確にしつつ、これらの財源を効率的に活用するよう努めるものとする。

(7) スポーツ基本計画（平成24年度～平成28年度）概要

※スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられるもの。策定した「スポーツ基本計画」は、10年間程度を見通した基本方針を定めるとともに、平成24年度から概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化。

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立

- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

(2) 学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実

- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実

- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進

- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実

- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進

- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施

- ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定

- ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進

- ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進

- ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

(2) スポーツにおける安全の確保

- ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進

- ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進

- ・ A E D設置や携行等の A E D使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー（仮称）」の育成

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

- ・大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

(3) 地域スポーツ施設の充実

- ・学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・健全者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健全者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進

- ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進
- (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
 - ・JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援
 - ・NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築
- (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築
 - ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化。
 - ・NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

- (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
 - ・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援
- (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
 - ・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
 - ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
 - ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
 - ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

- (1) ドーピング防止活動の推進
 - ・JADAにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
 - ・競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実
- (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
 - ・組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
 - ・スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化
- (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

(8) 第2期「スポーツ基本計画」(平成29年度～令和3年度)概要

※スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるもの。第2期計画は、平成29年度から平成33年度までの5年計画であり、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、

(1) スポーツで「人生」が変わる！ (2) スポーツで「社会」を変える！

(3) スポーツで「世界」とつながる！ (4) スポーツで「未来」を創る！

を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組む。

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～33年度の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめ。この答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し(4つの政策目標)、数値目標を8から20に増加。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変わる。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1以上が42.5（障害者19.2）%、週3以上が19.7（障害者9.3）%

(1) スポーツ参画人口の拡大

① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
 - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ###### ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上 (スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加(58.7%→80%), スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減(16.4%→8%), 子供の体力を昭和60年頃の水準に)
- ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
 - ・教員の研修, 施設の整備等を通じた武道の指導の充実
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
 - ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進

③ ビジネスパーソン, 女性, 障害者のスポーツ実施率の向上と, これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

(成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す)

- ・ビジネスパーソンへのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
- ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備, 障害者スポーツ裾野拡大に向けた取組の推進
- ・スポーツと食, エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

- ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
- ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
- ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
- ・専門スタッフ, 審判員, ボランティア等の育成・確保

② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

- ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備(47都道府県)
- ・PDC Aサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加(37.9%→70%)
- ・地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加(18.4%→25%)

③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

- ・ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
- ・学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用

- ・キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ 大学スポーツの振興
 - ・大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進，アドミニストレーターの配置促進（100 大学）
 - ・大学横断的・競技横断的統括組織（日本版NCAA）の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現，経済・地域の活性化，国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

（障害者の週1回のスポーツ実施率：成人 19.2%→40%，7～19 歳 31.5%→50%）

- ・地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・スポーツ施設のバリアフリー化，不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・全ての特別支援学校が地域の障害者スポーツの拠点となることの支援
- ・総合型クラブへの障害者の参加促進（40%→50%）
- ・障害者スポーツ指導者の養成の拡充（2.2 万人→3 万人）
- ・活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減（13.7%→7%）
- ・障害者スポーツの理解促進により，直接観戦経験者を増加（4.7%→20%）
- ・全ての学校種の教員に対する理解促進，学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・スポーツによる健康寿命の延伸の効果について，エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・スポーツ事故等の情報収集，安全確保に向けた方策のとりまとめ，普及・啓発
- ・被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・女性指導者増加に取り組むとともに，スポーツ団体における女性登用を促進
- ・女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

（スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円，2025 年に 15 兆円へ拡大）

- ・スポーツの成長産業化，地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用，スポーツ団体におけるビジネス手法，ITの活用

② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進（スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人，スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円）
- ・地域スポーツコミッションの設置促進（56→170），地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

（3）スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加（25 人→35 人）や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析，スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について，政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援，ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう，各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ，我が国のトップアスリートが，オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し，JSC，JOC及びJPCは中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は，ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上，世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化
- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進

③ スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実

- ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
- ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学，情報等を活用し多方面から支援

④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

- ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を 2020 年の約 1 年前までに整備し，オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
- ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
 - ・ 全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
 - ・ スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し，必要な助言・支援を実施
 - ・ スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により，全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② ドーピング防止活動の推進
 - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
 - ・ ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
 - ・ アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等に対する教育と，国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて，予算の効率的・効果的な活用と，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用，スポーツに対する寄附や投資を活性化。計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し，検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付（概要）

[日本スポーツ振興センターHPより抜粋]

1 制度の性格

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。



■ 災害共済給付制度への加入

センターの災害共済給付は、学校の設置者が保護者等の同意を得て、センターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金（保護者と設置者が負担します）を支払うこと（災害共済給付制度への加入）によって行われます。

2 災害共済給付契約

■ 災害共済給付契約の対象となる学校

災害共済給付契約の対象となる学校種は、次のとおりです。（令和元年度現在）

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制）中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立（国立大学法人立）、公立、私立の別を問いません。

■ 共済掛金の額

災害共済給付に係る共済掛金は、年額として学校種ごとに定められています。

■ 契約の手続き

災害共済給付を受けるには、本センターと学校の設置者との間において災害共済給付契約を結ぶ必要があります。

■ 保護者の同意

センターの災害共済給付の法令上、災害共済給付契約の締結に当たって、学校の設置者は、児童生徒等の保護者の同意を得ることと規定されています。

3 給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により、1級から14級に区分される（障害等級表）	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死

4 学校の管理下の範囲について

学校の管理下となる場合	例
学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含みます。）	各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中、特別活動中（児童・生徒・学生会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除等）
学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	始業前、業間休み、昼休み、放課後
通常の経路及び方法により通学する場合（保育所への登園・降園を含みます。）	登校（登園）中、下校（降園）中
学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
学校の寄宿舎にあるとき	